

【第3号議案】

役員の選任について

大阪府立槻の木高等学校後援会会則第6条及び第8条の規定により、下記の者を令和5年度の役員として選任する。

会	長	山口	裕稔
副	会 長	鶴蘭	暁美
書	記	松浦	ゆみ子
会	計	有松	さおり
理	事	池上	京子
理	事	山口	和典
理	事	中山	淑子
理	事	野上	朋美
理	事	古結	恵美

※敬称略

なお、任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日です。

（大阪府立槻の木高等学校後援会会則 第9条）